

大田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月20日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第40号

大田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年大田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第11条の表に次のように加える。

保育園 (所)に 勤務す る職員	毎月1日を 起算日とす る1か月単 位の変形労 働時間制	4週間を 平均し、1 週間当た り38時 間45分	早出	午前7時30 分から午後4 時15分まで	1時間とし、 その時限は、 業務の実情 に応じ任命 権者が定め る。	4週間を 通じ8日
				午前7時45 分から午後4 時30分まで		
				午前8時00 分から午後4 時45分まで		
			普通	午前8時30 分から午後5 時15分まで		
			遅出	午前8時45 分から午後5 時30分まで		
				午前9時00 分から午後5 時45分まで		
				午前9時15 分から午後6 時00分まで		
				午前9時45 分から午後6 時30分まで		
				午前10時1 5分から午後 7時00分ま で		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。